

チューター希望者 各位

大学院総合文化研究科・教養学部  
教務課国際交流支援係

## 外国人留学生（GPEAK）チューター希望者登録について

チューター制度の目的は、留学生の教育・研究について個別の課外指導をおこなうことにより、その学習効果の向上を図ることです。具体的な内容は、留学生が本研究科での研究に従事するための助言、助力を供与し、文献・資料収集のアドバイス、論文作成にあたっての助言、日常生活の諸手続きの補助なども含めた、留学生一人一人の必要に応じた手助けをすることです。

なお、GPEAK 留学生とは基本的に、英語でコミュニケーションを取ることが求められます。

チューターを始めるにあたっては、留学生の指導教員と密接に連携を取りながら、受け持ちの留学生の研究計画や本研究科での就学希望についてよく話を聞き、その人に合った指導計画を立てて効果的に進めてください。

また、次項<チューターについて>もご参照ください。

### ★ チューター希望者登録から決定まで

**登録方法：**所定の「チューター希望者登録用紙」に必要事項を記入して教務課国際交流支援係の窓口にて期日までに提出して下さい。直接持参することが難しい場合は、メール添付による提出も受け付けます。なお、登録しても、必ずチューターの依頼があるとは限りません。

**選抜方法：**GPEAK の各プログラムで、みなさんの記入した「チューター希望登録用紙」と外国人留学生の所属専攻や研究分野等を基にチューターを選びます。

**決定の連絡と活動の進め方：**

チューターに選ばれた方には教務課からメールで、対象の留学生名と指導教員（世話役教員）名及びその両者の連絡先アドレスをお知らせします。チューターに選ばれた方は、留学生とその指導教員に直接連絡をとり、チューターとしての活動内容や進め方を三者で相談しながら活動を始めてください。

## <チューターについて>

### ●チューターの任期

留学生の入学より半年間（更新1回可、最長1年間）。

### ●チューターをする時間と場所

留学生と相談の上、双方の都合の良い時間と場所で開催。原則として、留学生が日本国外にいる間の活動は認められません。

### ●謝金額と謝金支給対象時間

@900円/時間。1日のチューター活動は8時間が上限。四半期（3カ月）ごとに27,000円（30時間）が上限（1枚の謝金支給調書〔3カ月分〕に30時間を超えて申請することはできません）。

### ●チューターの謝金支給手続き

四半期（10-12、1-3、4-6、7-9月期）ごとに、教務課国際交流支援係から自宅に郵送されるチューター謝金支給調書を、期日までに国際交流支援係に提出します。正確な調書を書くために、チューターをした日時をメモしておくことが必要です。

### ●チューター登録の手続き（決定後の登録）

以下の4点を教務課国際交流支援係まで提出します。

- ① 登録申請書（留学生が書く欄もあります。）
- ② 履歴書（写真付き）
- ③ 振込先データ登録・修正依頼書
- ④ 謝金振込を希望する銀行口座通帳のコピー（見開き1ページ目）

問い合わせ先：教務課国際交流支援係（担当：神山）  
（アドミニストレーション棟1階）

電話 03-5454-6064 E-mail: ryugakusei-g@adm.c.u-tokyo.ac.jp